

＜引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について＞

令和元年 10 月 1 日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		予 算 額
歳 入	令和 3 年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	73,800
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	610,747

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

予 算 科 目			対象経費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
款	項	目		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金(社会 保障財源化 分)	その他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	62,251	32,808	0	0	7,522	21,921
民生費	社会福祉費	老人福祉費	150,752	6,171	0	2,006	18,216	124,359
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	201,090	138,499	0	1	24,299	38,291
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	35,016	18,642	0	0	4,231	12,143
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	22,701	5,665	0	0	2,743	14,293
民生費	児童福祉費	児童措置費	82,695	70,028	0	0	9,993	2,674
民生費	児童福祉費	母子福祉費	1,012	506	0	0	122	384
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	315	105	0	0	38	172
衛生費	保健衛生費	予防費	48,190	873	0	5,785	5,823	35,709
衛生費	保健衛生費	母子衛生費	6,725	925	0	0	813	4,987
合 計			610,747	274,222	0	7,792	73,800	254,933

※一般職人件費・一般事務費は除く。